

設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和8年設楽町条例第6号

設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

設楽町職員の給与に関する条例(平成17年設楽町条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第11条第1項中「初任給調整手当は、」を削り、「減じて、」の次に「第1種初任給調整手当として」を加え、同項第1号中「370,400円」を「371,300円」に改め、同条第2項及び第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第11条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の町長が規則で定める職員にあつては、町長が規則で定める額)並びにこれに第13条第2項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して町長が規則で定める額(次項におい

て「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から町長が規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額、町長が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

第15条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が町長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(町長が規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5千円を超えない範囲で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として町長が規則で定める額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

設楽町職員の給与に関する条例（平成17年設楽町条例第53号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当（<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。</u>）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当をいう。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第11条 _____次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>35年以内</u>、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにこの額を減じて、<u>第1種初任給調整手当として支給する。</u></p> <p>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、町長が規則で定めるもの 月額<u>371,300円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち同項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>第1種初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>第1種初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>第1種初任給調整手当</u>の支給について必要な事項は、町長が規則で定める。</p> <p><u>第11条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当をいう。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第11条 <u>初任給調整手当は、</u>次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>35年以内</u>、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにこの額を減じて、_____支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、町長が規則で定めるもの 月額<u>370,400円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち同項の規定により<u>初任給調整手当</u>_____を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手当</u>_____を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u>_____を支給される職員の範囲、<u>初任給調整手当</u>_____の支給期間及び支給額その他<u>初任給調整手当</u>_____の支給について必要な事項は、町長が規則で定める。</p>

料月額のうち第5条第3項の規定により当該職員
の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、
第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける
号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員そ
の他の町長が規則で定める職員にあつては、町長
が規則で定める額）並びにこれに第13条第2項の
規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の
合計額（その額に1円未満の端数があるときは、
これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務
時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を
乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の
端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1
円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上
げた額）（次項において「特定額」という。）が、
その在勤する地域における民間の賃金の最低基準
を考慮して町長が規則で定める額（次項において
「基準額」という。）を下回るものには、採用の
日から町長が規則で定める日までの間、第2種初
任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、町長で規則で
定めるところにより基準額と特定額との差額を月
額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員
で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支
給される職員との権衡上必要があると認められる
ものとして町長が規則で定めるものには、規則の
定めるところにより、前2項の規定に準じて、第
2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調
整手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で
定める。

（通勤手当）

第15条（略）

2（略）

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動
車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形
態が町長が規則で定める要件を満たすものに限

（通勤手当）

第15条（略）

2（略）

る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（町長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5千円を超えない範囲で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として町長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前3項に規定するもののほか、通勤手当の支給について必要な事項は、町長が規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、通勤手当の支給について必要な事項は、町長が規則で定める。